

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案

現行

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十四条の九の二 令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定める

ものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。

）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十の二において「短期外債」という。）とする。

一 円建てで発行されるものであること。

二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

第十四条の十五の二 令第三条の二の二に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

（新設）

（新設）

改 正 案	現 行												
<p>企業内容等の開示に関する内閣府令 第十四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: right;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行短期外債】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>第2【売出要項】 1【売出短期外債】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">支払期日</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>売出短期外債</u>の総額</td> <td style="width: 50%;">売出しに係る<u>短期外債</u>の所有者の 住所及び氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>第3 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 <u>短期外債</u>と記載すること。 (2) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる<u>短期外債</u>の上限額を記載 すること。 (3) (略)</p>	支払期日	<u>売出短期外債</u> の総額	売出しに係る <u>短期外債</u> の所有者の 住所及び氏名又は名称				<p>企業内容等の開示に関する内閣府令 第十四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: right;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行短期社債】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>第2【売出要項】 1【売出短期社債】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">支払期日</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>売出短期社債</u>の総額</td> <td style="width: 50%;">売出しに係る<u>短期社債</u>の所有者の 住所及び氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>第3 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 <u>短期社債</u>と記載すること。 (2) 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる<u>短期社債</u>の上限額を記載 すること。 (3) (略)</p>	支払期日	<u>売出短期社債</u> の総額	売出しに係る <u>短期社債</u> の所有者の 住所及び氏名又は名称			
支払期日	<u>売出短期外債</u> の総額	売出しに係る <u>短期外債</u> の所有者の 住所及び氏名又は名称											
支払期日	<u>売出短期社債</u> の総額	売出しに係る <u>短期社債</u> の所有者の 住所及び氏名又は名称											

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案				現 行			
第十四号の様式				第十四号の様式			
		発行登録番号				発行登録番号	
		—				—	
発 行 登 録 書 (略)				発 行 登 録 書 (略)			
第一部 証券情報				第一部 証券情報			
第1 募集要項				第1 募集要項			
<u>新規発行短期外債</u>				<u>新規発行短期社債</u>			
(略)				(略)			
第2 売出要項				第2 売出要項			
<u>売出短期外債</u>				<u>売出短期社債</u>			
支 払 期 日	<u>売出短期外債</u> の総額	売出しに係る短期外債の所有者の住所、氏名又は名称	摘 要	支 払 期 日	<u>売出短期社債</u> の総額	売出しに係る短期社債の所有者の住所、氏名又は名称	摘 要
第3 (略)				第3 (略)			
第二部 (略)				第二部 (略)			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。				次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。			
(イ) 募集(売出)有価証券の種類				(イ) 募集(売出)有価証券の種類			
<u>短期外債</u> と記載すること。				<u>短期社債</u> と記載すること。			
(ロ) 発行限度額				(ロ) 発行限度額			
本発行登録に基づき募集又は売出しすることができる <u>短期外債</u> の上限額を記載すること。				本発行登録に基づき募集又は売出しすることができる <u>短期社債</u> の上限額を記載すること。			
(ハ) (略)				(ハ) (略)			